

甲 303 証

第3 請求の原因に対する認否

1 請求の原因の1の1行目は認める。

請求の原因の1の2行目の令和5年3月17日に福岡県司法書士会から原告に「紛議調停の申し立てがあった旨の通知並びに答弁書提出方法について」という文書が送られている事実と令和5年5月12日に「申立人から取下げ書の提出があったため、この請求は終了した」との文書が、福岡県司法書士会から送られてきた事実は認めるが、その余の事実は不知。

2 請求原因の2の事実に関しては、奥様本人の意思による請求であるかどうかの、意思確認はされていないという事実は、不知であり、その余は認める。

3 請求原因の3の事実は認める。

4 請求原因の4の、令和5年7月20日に福岡簡易裁判所に、嶋幸代を相手方とする民事調停を申し立てた事実は不知。

翌21日かどうかは日にちは不確実であるが、渡邊司法書士から電話があつて、原告が紛議調停委員会に出頭するようにいわれたことは認めるが、原告が20日に民事調停を申し立てたことを渡邊司法書士が聞いた事実はない。

また、別途民事調停は調停の申立をした事は紛議調停の終了事由にならないので、出頭してくださいと、渡邊司法書士が言っていた事は認めるが、出頭を強制したことはない。

令和5年7月25日に福岡司法書士会から、原告に対して、令和5年8月2日に福岡県司法書士会4階会議室に出頭されたくご通知いたしますという文書を送った事実は認める。

5 請求原因の5の、訴えの提起は紛議調停の終了理由になるこ